

岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画下水道の変更（岐阜県決定）

岐阜都市計画、美濃加茂都市計画、各務原都市計画、八百津都市計画、可児都市計画及び御嵩都市計画木曾川右岸流域下水道「4. その他の施設」中岐阜県各務原浄化センターを次のように変更する。

4. その他の施設

名称	位置	備考
岐阜県各務原浄化センター	各務原市松本町、同市下切町、同市前渡西町及び同市前渡東町	約34ha

「区域は計画図表示のとおり」

理由

緩衝帯としている区域の一部について、各務原市が公園整備を予定しており、緩衝機能は引き続き確保されることから、区域の縮小を行う。